

公 告

府有財産（廃道敷地）の売払契約について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和元年10月7日

京都府山城北土木事務所長 市 田 雅 巳

- 1 入札に付する物件及び予定価格
 - (1) 物件番号 廃道敷地1
 - (2) 所在地 京田辺市水取平作50番
 - (3) 地目及び面積 山林 277平方メートル（実測：671.28平方メートル）
 - (4) 予定価格 2,580,000円
- 2 入札に参加できない者
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- 3 入札に参加する者に必要な要件
次の（1）から（6）までのいずれにも該当しない者であること。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者
 - ア 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
注 「これに類するもの」とは、公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものをいう。
 - イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ウ 次のいずれかに該当する者
 - (ア) 法人の役員等が暴力団員であるもの又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
注 役員等とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう。
 - (イ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - (エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - (2) 前記（1）に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
 - (3) 地方自治法第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する者
 - (4) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づく破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員
 - (5) 令和元年度府有財産（廃道敷地）売払入札要綱の内容を承諾せず、順守できない者
 - (6) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者

4 一般競争入札申込用紙及び入札案内書の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

令和元年10月8日(火)から令和元年11月8日(金)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(2) 配布場所

- ア 京田辺市田辺明田1
京都府山城広域振興局田辺総合庁舎1階
京都府山城北土木事務所施設保全室
- イ 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府庁2号館1階
京都府総務部府有資産活用課
- ウ 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府庁2号館5階
京都府建設交通部用地課
- エ 京都府広域振興局企画総務部総務室及び地域総務室

5 契約条項を示す場所

4の(2)のアに同じ。

6 入札参加申込みの方法

(1) 一般競争入札申込用紙に必要事項を記載の上、2及び3の(1)から(6)までのいずれにも該当しない者であること等を誓約する書面を添えて、次のア又はイにより申し込むこと。

ア 一般競争入札申込書及び誓約書(以下「申込書等」という。)を郵送する場合

(ア) 送付先

〒610-0331
京田辺市田辺明田1
京都府山城北土木事務所施設保全室

(イ) 受付期間

令和元年10月8日(火)から令和元年11月8日(金)に必着のこと。

イ 申込書等を持参する場合

(ア) 受付場所

京田辺市田辺明田1
京都府山城広域振興局田辺総合庁舎1階
京都府山城北土木事務所施設保全室

(イ) 受付期間

令和元年10月8日(火)から令和元年11月8日(金)まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(ウ) 受付時間

午前9時から午前11時45分まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 受付期間中に申込書等を提出しない者は、この入札に参加することができない。

7 入札の日時及び場所

(1) 参加受付

ア 日時

令和元年11月28日(木) 午前10時から

- イ 場所
京田辺市田辺明田 1
京都府山城広域振興局田辺総合庁舎 1 階第 3 会議室

(2) 入札

- ア 日時
令和元年 1 1 月 2 8 日 (木) 午前 1 1 時

- イ 場所
京田辺市田辺明田 1
京都府山城広域振興局田辺総合庁舎 1 階第 2 会議室

(3) 方法等

開札は、入札後直ちに行う。

8 入札保証金

入札者は、入札見積額の100分の5以上の入札保証金を入札執行当日の受付時に納めなければならない。

9 入札の無効

2 及び 3 に示した入札参加資格のない者のした入札及び令和元年度府有財産（廃道敷地）売払入札要綱に違反した入札は無効とする。

10 落札者の決定

入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が、予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とし、この金額を落札金額とする。

11 契約書作成の要否及び売買代金の支払方法

- (1) 落札者が契約書を作成する。
- (2) 売買代金の支払方法については、次のいずれかを落札者が選択する。
 - ア 契約締結と同時に売買代金を納付する方法
 - イ 売買代金の100分の10の契約保証金を納付し、令和元年 1 2 月 2 7 日 (金) までに売買代金を納付する方法

12 契約締結の不履行

落札の決定を留保した場合を除き、落札者が落札決定の日から令和元年 1 2 月 1 3 日 (金) までに契約を締結しないときは、8 の入札保証金は違約金として府に帰属する。

落札の決定を留保した場合の契約の締結期限については、別途通知する。

13 現地説明（希望者のみ）

- (1) 集合日時
令和元年 1 0 月 2 5 日 (金) 午前 1 0 時
- (2) 集合場所
京都府山城広域振興局田辺総合庁舎 1 階
京都府山城北土木事務所施設保全室

14 入札の中止

上記 1 で掲げた物件について入札を中止することとした場合は、京都府ホームページにより中止の公告を行う。

- 15 その他
入札の詳細は、入札案内書による。
- 16 問い合わせ先
〒610-0331
京田辺市田辺明田 1
京都府山城広域振興局田辺総合庁舎 1 階
京都府山城北土木事務所施設保全室
電話番号(0774)62-0325 (直通)
F A X(0774)62-1730